

お知らせ

1007482
証明書コンビニ交付
サービスの停止

システム作業などのため、コンビニエンスストアでの住民票などの証明書発行サービスを停止します。
停止日 12月9日(木) 午後5時15分から12月10日(金) 午前6時30分まで
問合せ 市民課管理戸籍係 ☎ 内線3007

1011198
冬の青少年健全育成運動
期間 12月15日(水)～1月31日(月)

■推進目標 県民総ぐるみで次代を担う子どもたちの健全育成に取り組もう
 「おぜのかみさま県民運動」を推進し、地域と家庭で子どもたちの安全・安心なインターネット利用を考えよう。子どもたちを有情報から守るために「フィルタリングの設定」と「ペアレントコントロール」(保護者による制限・見守り)が必要不可欠です。家庭でスマートフォンやタブレット端末などの利用のルールを決めましょう。

1011358
複十字シール運動

複十字シール運動は、結核や肺がん、その他の胸部疾患をなくし、健康で明るい社会をつくるため全国的に展開されている募金活動です。
 寄せられた募金は、病気に對する知識の啓発と予防意識の高揚を図るとともに、結核がまん延している開発途上国

1002025
事務事業評価

市では、社会情勢の変化に的確に対応した効率的な行政運営を図るため、事務事業評価に取り組んでいます。
 本年度は、第六次総合計画実施計画に掲げる事務事業のうち、令和2年度に実施した154事業についての評価を行いました。この事務事業評価の結果は、第六次総合計画実施計画の進行管理をはじめ、各担当課の事務事業改善や見直し、予算の効率的な執行に活用します。詳細は市HPをご覧ください。

1006729
沼田市第六次総合計画
後期実施計画

平成29年度にスタートした第六次総合計画の前期5カ年

1010083

高齢者筋力向上トレーニングの表彰



市内には高齢者筋力向上トレーニング(福老体操)に取り組む団体が52団体あり、今年度の長期継続表彰は次の11団体です。
問合せ 健康課保健係 ☎ 内線3169

- 10年継続「ぴんぴん鶴亀賞」**
・桜町 法輪クラブ
・戸鹿野町 戸鹿野お元気かい
・戸神町 戸神町老人会
・白沢町高平 高平老人クラブ寿筋トレグループ
・白沢町生枝 生枝筋力トレーニングの会
・利根町大原 大原福トレクラブ
- 5年継続「ぴんぴん寿賞」**
・桜町 桜会筋トレ
・利根町大楊 大楊元気クラブ
・岩本町上野地区 さつき会
- 3年継続「ぴんぴん輝賞」**
・横塚町 我が家の奥座敷
・屋形原町 屋形原町長寿会

1006798
トライアル雇用支援
奨励金制度

市では、幅広い雇用の拡大に向け、国が実施する試行雇用奨励金制度を活用して、原則3カ月間試行的に雇用する市内中小企業者に奨励金を交付します。

対象労働者
 ▽若年者など(45歳未満の人)
 ▽中高年齢者(45歳以上65歳未満の人)
 ▽障がいのある人
 ※いずれも市内在住で、国が実施する試行雇用奨励金制度

1006799
特定求職者雇用企業
奨励金制度

市では、障害者雇用を促進するため、障がいのある人を

により、試行的に雇用された人
奨励金の額 1人につき、月額1万2500円(最大3カ月間)
申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出
申込み・問合せ 産業振興課 商工振興係 ☎ 内線5005

雇用した市内中小企業者に下表のとおり奨励金を交付します。
 ※交付期間(6カ月)ごとに交付。()内は短期間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)に對する交付金額
対象労働者 いずれも市内在住で、雇い入れ日現在で満年齢が65歳未満の人
申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出
申込み・問合せ 産業振興課

【交付内容】

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期ごとの交付金額
障害者雇用促進法第2条第2号または4号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円(9万円)	1年	第1～2期 各9万円 (各4.5万円)
障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者	36万円(18万円)	1年6カ月	第1～3期 各12万円 (各6万円)
障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者			
障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者			

商工振興係 ☎ 内線5005

1007442

**地球温暖化防止ポスター
など入賞作品を展示**

「私にもできる地球温暖化防止対策」をテーマにポスター・標語・作文の入賞作品を展示します。
とき 12月2日(木)～12日(日)
ところ テラス沼田4階市民ロビー
問合せ 環境課環境係 ☎ 内線3072

犬や猫を正しく飼いましょう

飼い主のモラルの低下から、犬や猫の飼い方に関する苦情が多く寄せられています。ルールとマナーを守り、周りに迷惑を掛けずに愛情を持って飼いましょう。飼えなくなってしまった場合は、責任を持って新しい飼い主を見つけましょう。

- 犬を放し飼いにしないで**
犬は昼夜を問わずつなぐか、おりの中で飼いましょう。散歩にはリード(引き綱)を必ず付けましょう。
- 散歩のマナーを守り、環境美化に努めましょう**
散歩には袋やシャベルを携帯し、「ふん」は必ず持ち帰りましょう。
- 鳴き声・悪臭にご用心**
鳴き声などで近所に迷惑を掛けないように、適度な運動をさせ、無駄にほえないようにしつけましょう。飼っている場所も清潔にしましょう。
- 犬・猫を捨てないで**
十分考えてから飼い、子犬や子猫が生まれても育てられないと分かっているときは、去勢・不妊手術を受けさせましょう。動物を公園などに捨てたり、虐待をしたりした場合は「動物の愛護及び管理に関する法律」により処罰されます。
令和3年度猫の不妊・去勢手術費補助金交付は、予算額に達したため、受け付けを終了しました。
- 飼い主のいない猫(のら猫)対策**
県では飼い主のいない猫を増やさず、周囲への被害を減らすために、地域猫活動や飼い主のいない猫対策支援事業を行っています。群馬県動物愛護センター(☎ 0270-75-1718)までお問い合わせください。
問合せ 健康課予防係 ☎ 内線3162

(広告)